

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金の公募が開始されました！！

令和2年度からは年に3回、通年での募集となります。さらに佐久穂町では**町独自の持続化補助金**も交付しています！！

コロナウイルスによる経営への打撃は計り知れないものがありますが、鎮静化後を見据えて再建する為の計画を立てましょう！！

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援するため、それに要する**経費の2/3を補助（補助上限額50万円）**します。さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の**自己負担分の1/2（補助上限額12万5千円）**を町が独自に補助します。

国、町の補助金を合わせると、最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えることとなります。

《補助対象経費と差引自己負担額の計算例》

①補助対象経費 (税抜き)	②国補助金 ①×2/3 上限50万円	③自己負担 ①-②	④町補助金 ③×1/2 上限12万5千円	⑤差引自己負担 ③-④
600,000円の場合	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
750,000円の場合	上限500,000円	250,000円	上限125,000円	125,000円
900,000円の場合	上限500,000円	400,000円	上限125,000円	275,000円

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

「計画書なんてどうやって作るの？」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

☆コロナウイルスによる経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売り上げ減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓に取り組む事業者には、計画書の審査において政策加点があります。

☆産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」（具体的には「佐久穂町創業塾」を受講して創業計画書を作成することなど）を受けた小規模事業者については補助上限額が100万円に引き上がります。

裏面もご覧下さい。

★補助金対象となる取り組みのイメージ（商店や飲食店で想定される取り組み例）

①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
- ・自社ホームページを開設する

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
- ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る

③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する

④商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

補助対象者（小規模事業者）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

補助対象経費

1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、10. 専門家旅費、11. 設備処分費、12. 委託費、13. 外注費

商工会の受付締切と次年度以降の予定

第1回：令和2年3月23日(月) 事業期間：交付決定日～令和3年1月31日(日)	第2回：令和2年5月29日(金) 事業期間：交付決定日～令和3年3月31日(水)
第3回：令和2年9月25日(金) 事業期間：交付決定日～令和3年7月31日(土)	第4回：令和3年1月29日(金) 事業期間：交付決定日～令和3年11月30日(火)
第5回：令和3年5月下旬(予定)	第6回：令和3年9月下旬(予定)
第7回：令和4年1月下旬(予定)	第8回：令和4年5月下旬(予定)
第9回：令和4年9月下旬(予定)	第10回：令和5年1月下旬(予定) [最終]

公募要領や申請書様式などは商工会にお問い合わせいただくか、下記の長野県商工会連合会のHPからダウンロードすることも出来ます。

<http://www.nagano-sci.or.jp/>

お申込み・お問い合わせ先

佐久穂町商工会(本所:86-2275 担当:中島)まで